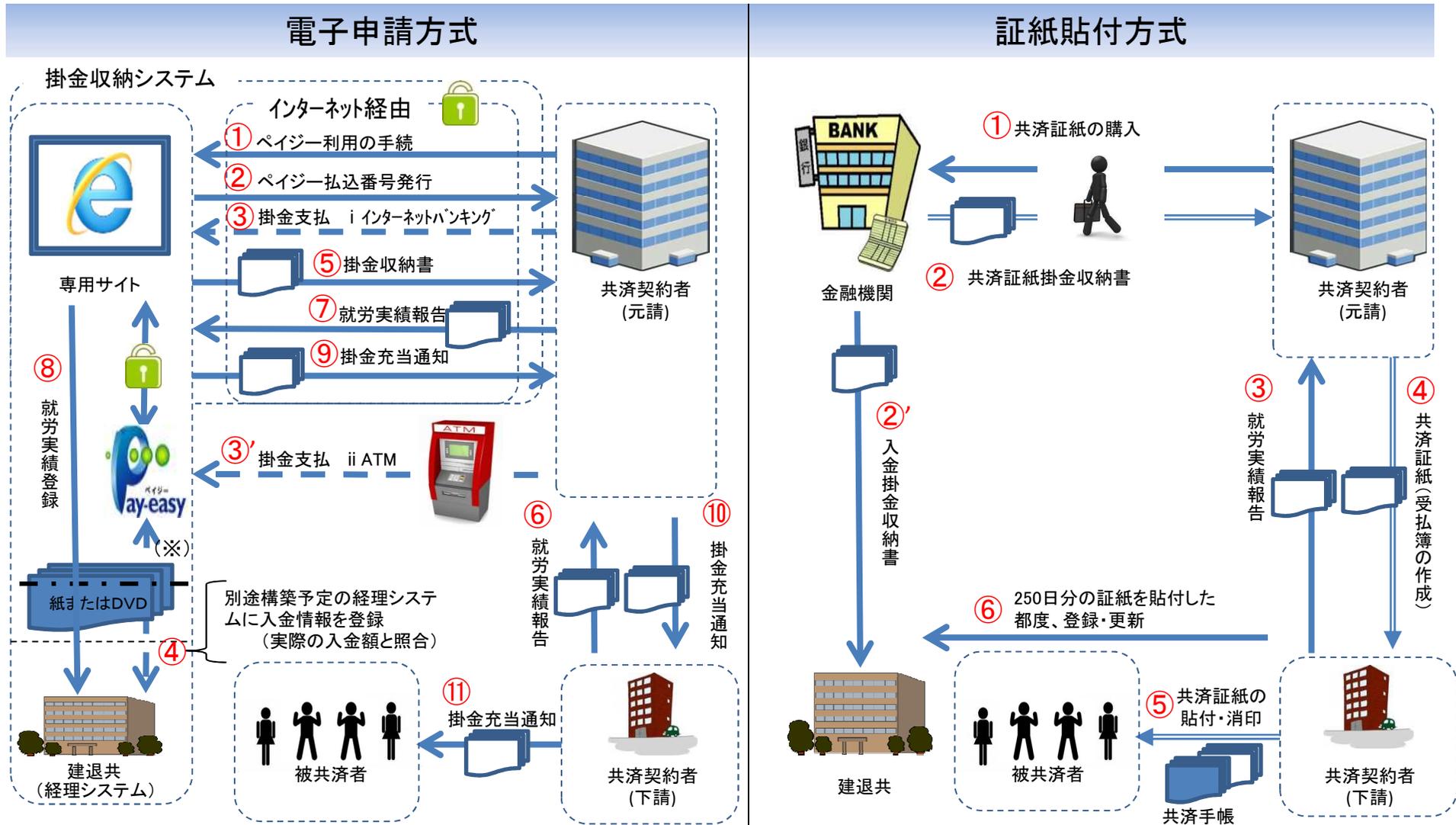


平成29年10月16日
第67回中小企業退職金共済部会
資料 8

建退共制度の電子申請方式の実証実験について

電子申請方式(ペイジーによる払込)と証紙貼付方式



【電子申請方式のメリット】

- ① 就労実績報告があれば、直ちに労働者(被共済者)の退職金に反映される
- ② 担当者が金融機関の窓口に行く必要はない
- ③ 証紙の現物交付、貼付、消印事務がなくなる

(注) 口座振替の申込みは、セキュリティ確保のためインターネット経由の申請を採用しない予定

(※) 個人情報を含む業務情報の保護を図るため、①インターネットを用いる掛金収納システムと建退共システムは接続しない ②掛金収納システムと建設キャリアアップシステム間で直接の情報交換は行わない 予定

(独)勤労者退職金共済機構における検討等の経過について

平成28年4月 機構に「建退共制度に関する検討会」を設置

<建退共制度に関する検討会>

建退共制度が建設技能労働者の確保・育成・定着に一層貢献することができるようにするため、機構理事長が設置。関係労使団体、有識者の委員11名で構成。オブザーバとして厚生労働省、国土交通省、機構監事が参加。

平成28年11月 検討会が6回の検討を経て報告書を取りまとめ

○建退共制度の実務的課題として掛金納付方式の問題を提起

<証紙貼付方式の問題>

- ・労働者が手帳を持たないことが多いこと
- ・事務の煩雑さ
- ・機構において証紙の貼付状況を把握する機会が手帳の更新時に限られること
- ・証紙の過不足が生ずること

退職金の充実を
図る上で障害

○掛金納付方式について今後講ずべき方策として口座振込・振替の導入を提案

- ・就労実績の電子申請と、その実績に基づく口座振込・振替の導入(→「電子申請方式」)
- ・新方式は現行の証紙貼付方式と併存する形で導入
- ・実証実験による実効性の検証、具体的な仕組みとコストの検討を行うことが必要

平成29年3月・6月 機構運営委員会

共済契約者で構成される運営委員会において、進捗状況、今後の進め方等について報告。

平成29年9月 実証実験に係る運営ワーキンググループ準備会合

実証実験参加予定の建設業者に対する事前説明。

今後、参加企業を募集・決定の上、12月に第1回ワーキンググループ開催予定。

電子申請方式の実証実験について

1. 検証する手続き

(1) 電子決済による掛金納付

- ・事業者は共済掛金の原資を電子決済(ペイジー)等で払い込む
- ・機構は入金確認後、事業者に退職金ポイントを付与(共済証紙に代わるもの)

(2) 電子システムによる就労実績報告

- ・事業者は機構の電子システムで就労実績を報告
- ・機構は就労実績にもとづき退職金ポイントを掛金として充当

2. 概要

- ・期間は平成30年1月から6月までの6ヶ月間を予定。
- ・機構が選定する複数の工事現場を対象として実施。
- ・電子システムを立ち上げ、現行制度のもとで電子申請方式の環境を再現
※証紙貼付方式で必要となる事務は建退共が事業者から受託して代行する。
(例)共済証紙の購入、共済手帳への証紙貼付・消印等